

出水圏域慢性腎臓病（CKD）予防ネットワーク実施要綱

（目的）

第1条 健診等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、出水圏域（阿久根市・出水市・長島町）で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）を作成し、慢性腎臓病（以下「CKD」という。）の重症化の予防に努めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この事業の用語の定義を次のとおりとする。

(1) CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）

特定健診等に携わっている全ての医師のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町の登録を受けた医師を「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）（以下「CKDかかりつけ医」という。）」とする。

(2) 腎臓診療医

日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、日本透析医学会の認定する透析専門医、日本泌尿器科学会の認定する泌尿器専門医及び、それに準ずる腎疾患を診療している医師（以下「専門医等」という。）のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、県、市町村、医師会等が開催するCKDに関する専門的なセミナー（以下「腎臓診療医専門セミナー」という。）を受講し、市町の登録を受けた医師とする。

（CKD予防ネットワークの流れ）

第3条 本ネットワークにおいては、原則として、市町等から受診勧奨を受けた患者が、CKDかかりつけ医を受診し、当該医師から、腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととし、次のとおりとする。

(1) 市町等の受診勧奨

健診実施主体である市町等は、特定健康診査等の結果により、腎機能が「紹介基準」（別添1）に該当する患者に対して「紹介シート（別記第1号様式）」を配布し、かかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるよう「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧」（別添4）を提示する。

(2) CKDかかりつけ医の診療

CKDかかりつけ医は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能が「紹介基準（別添1）」に該当する患者を「紹介シート（別記第1号様式）」により腎臓診療医に紹介する。

(3) 腎臓診療医の診療

ア 腎臓診療医は、CKDかかりつけ医等から紹介のあった患者に対して、必要な検査や腎機能の評価等を行い、今後の治療方針等を「返信シート（別記第3号様式）」等によりCKDかかりつけ医等へ返信する。

イ 腎臓診療医は、「腎生検施設への紹介基準」（別添3）に該当する患者について、腎生検を考慮し、必要に応じて腎生検施設へ紹介する。

ウ 腎臓診療医は、かかりつけ医等を経由せずに、腎臓診療医を直接受診した患者に対して、必要に応じて、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧」（別添4）を提示しかかりつけ医を持つことを推奨する。

(4) CKDかかりつけ医と腎臓診療医の連携

ア CKDかかりつけ医は、腎臓診療医の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎機能に応じて、定期的に患者を「紹介シート（別記第1号様式）」により腎臓診療医に再紹介するなど、腎臓診療医と連携して診療を行う。

イ CKDかかりつけ医は、急性増悪など、「再紹介基準」（別添2）に該当する患者を「紹介シート（別記第1号様式）」により随時「腎臓診療医」へ再紹介する。

(5) 市町への報告

ア CKDかかりつけ医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「受診報告書（別記第2号様式）」により、市町へ報告する。

イ 腎臓診療医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「経過報告書（別記第4号様式）」により、毎月市町へ報告する。

（登録手続等）

第4条 登録手続等については次のとおりとする。

(1) CKDかかりつけ医の登録手続等

ア 医師は、CKDかかりつけ医として市町の登録を受ける場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（別記第5号様式）」を市町に提出する。

イ 市町は、医師をCKDかかりつけ医として登録した場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（別記第6号様式）」を交付する。

ウ CKDかかりつけ医は、登録内容に変更があった場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（別記第7号様式）」を市町に提出する。

エ 登録に際して有効期間は定めないものとする。

オ CKDかかりつけ医は、県、市町、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。

カ CKDかかりつけ医は、登録を辞退する場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（別記第8号様式）」を市町に提出するとともに、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（別記第6号様式）」を返却する。

(2) 腎臓診療医の登録手続等

ア 専門医等は、腎臓診療医として市町の登録を受ける場合には、「腎臓診療医専門セミナー」を受講するとともに、「腎臓診療医登録承諾書（別記第9号様式）」を市町に提出する。

イ 市町は、「腎臓診療医専門セミナー」を受講した専門医等に対し、「受講修了証（別記第10号様式）」を交付するとともに、腎臓診療医として登録する。

ウ 腎臓診療医は、登録内容に変更があった場合には、「腎臓診療医変更届（別記第11号様式）」を市町に提出する。

エ 腎臓診療医は、2年に1度「腎臓診療医専門セミナー」を受講するものとする。

オ 腎臓診療医は、登録を辞退する場合には、「腎臓診療医辞退届（別記第12号様式）」を市町に提出する。

(CKD予防ネットワークの活用)

第5条 CKD予防ネットワークの活用については次のとおりとする。

- (1) 県(川薩保健所)は、CKD予防ネットワークの活用・推進が図られるよう、健診実施主体である市町等に対して支援を行う。
- (2) CKD予防ネットワークの活用に当たり、県(川薩保健所)、市町等は、県・地域の医師会の理解・協力を得た上で活用を進める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、出水圏域CKD予防ネットワークの推進に必要な事項については、出水保健医療圏 糖尿病地域医療連携パス・(CKD)運営委員会をとおして決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。